



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*59 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

(総合防災課)..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第59号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則(昭和38年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2知事室部の部(幹事班)秘書班の項を次のように改める。

(幹事班) 秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長 総務企画課長 施設調整課長 競技式典課長 競技力向上推 進課長	秘書課員 政策審議課員 総務企画課員 施設調整課員 競技式典課員 競技力向上推 進課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 本部長及び副本部長の秘書に 関すること。 4 各種陳情の応接及び被災地の 視察に関すること。 5 その他必要なこと。
--------------	--	---	---

### 附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。